










合 裁	教育課長	教育課長補佐	係長				
							
決 裁	町長	副町長	教育長	課長	課長補佐	係長	係
							

平成27年8月31日

会議結果報告書

会議結果の概要をとりまとめましたので報告します。

報告者 総務課 行政係長 氏名 高尾 公彦

会議の名称	平成27年度 第1回東栄町総合教育会議	開催年月日	平成27年8月27日(木)
開始終了時刻	15:00~15:35	開催場所	役場 会議室
出席者	委員：一野瀬忠義、清王しず江、堂地勝馬、渡邊忠司 町：町長、教育長、教育課長、教育課長補佐、学校教育係長、総務課長、行政係長		
欠席者	委員：なし 町：なし		
議長氏名	町長	説明者氏名	総務課長
事務局氏名	教育課長、教育課長補佐、学校教育係長、総務課長、行政係長		
議題	1. 東栄町総合教育会議の設置及び運営について 2. 東栄町教育大綱		
(配布資料) 別添のとおり			
(会議の顛末概要) 総務課長 それでは定刻となりましたので只今から平成27年度第1回東栄町総合教育会議を始めさせていただきます。始めに村上町長から挨拶申し上げます。 町長 本日はご多用のところ教育委員の皆さんには東栄町総合教育会議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。 本年の4月1日に一部改正して施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第一条の四第1項に『地方公共団体の長は大綱の策定に関する協議等や、児童・生徒の生命等に関する緊急事態の措置などを協議するために、総合教育会議を設けるものとする』ことが規定され、このことから、東栄町総合教育会議の設置要綱を定め、本日、第1回の開催となり、招集させていただきました。			

本日は、この会の設置の経過や運営の方法についてのご報告と、東栄町教育大綱につきましてのご協議をいただきます。よろしくお願いいたします。

総務課長

ありがとうございました。次に報告事項であります。ここからは東栄町総合教育設置要綱第4条第3項の規定により町長が議長を行うことになっていきますので町長よろしくお願いいたします。

町長

それでは、報告事項の東栄町総合教育会議の設置及び運営に関しまして、総務課が説明します。

総務課長

最初に総合教育会議を設置する目的について説明させていただきます。

総合教育会議の目的ですが地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、一致して執行にあたるため、両者の協議・調整する場として設置するものがあります。これにつきましては、資料No.1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4に規定されています。

次にこの会議の位置付けと構成員ですが町長が設置し、招集します。これは、第1条の4第3項に規定されています。会議の構成員は町長・教育委員会で第1条の4第2項で規定されています。そこで協議・調整し合議した方針の下に、所管する事務を執行するということとなります。

次に協議・調整事項ですが大綱の策定に関する協議で法第1条の4第1項に記載されています。大綱の策定につきましては第1条の3第1項から第4項に規定されています。

次に教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議ということで第1条の4第1項第1号に記載されています。例としましては、学校施設の整備、放課後対策、子育て支援などがあげられると思います。

次に児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の場合に講ずべき措置の協議としまして第1条の4第1項第2号に記載されています。例としましては、通学路での交通事故再発防止、いじめ問題、災害時の防災福祉部局との連携などがあげられます。

次に協議・調整の結果の尊重義務ですが、調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重するという事で法第1条の4第8項に記載されており、資料No.1の裏面になりますが規定されています。で調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものであります。資料ありませんが法第21条及び法第22条に規定されております。

あと、会議における調整とは、教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案など町長の権限に属する事務の調和を図ることや会議における協議とはその他に調整を要しない場合を含め、自由な意見交換として幅広く行われることも含まれています。

次に会議の公開と議事録の作成及び公表ですが個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開するとされており法第1条の4第6項に規定されております。ただし、非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益性を害することが想定される場合があります。そして、地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努めると法第1条の4第7項に規定されております。

今後の会議であります。法令により会議庶務等は、町長が総合教育会議を招集することに鑑み、町長部局で行うと原則とされていますが、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができるとされています。従いましてこの会議が教育に関する専門的な内容となりますので当町規則及び

要綱に、総合教育会議に関する規定並びに補助執行に関する規定を盛り込み、今後の運営につきましては教育委員会があたることとしますのでよろしく申し上げます。

続きまして資料No.2の東栄町総合教育会議設置要綱に沿いましてご説明をいたします。

本要綱につきましては、目的、所掌事務、構成員、会議、意見の聴取、会議の公開、議事録、庶務、雑則の計9条から成り立っております。

まず、第1条、目的でございます。本要綱が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づいて東栄町総合教育会議を設置する旨をうたっております。

次に第2条の所掌事務でございます。本会議で協議する内容をうたっております。第3条は構成員で町長と教育委員会で構成する旨をうたっています。

第4条は会議でございます。町長が招集し、会議の議長は町長が行う規定と教育委員会は、協議する必要がある場合、町長に対して会議の招集を求めることができることと会議で構成員の事務の調整が行われた事柄について構成員は調整の結果を尊重しなければならない旨の規定を記載しています。

第5条は意見の聴取で協議等を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者や学識経験者を有する者から意見を聴くことができる旨をうたっております。

次に第6条、会議の公開及び第7条議事録でございます。会議につきましては原則公開といたしますが、個人の秘密を保つため必要があると会議が認めるとき、また公正が害されるおそれがあると認める時、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでなく、町長は会議が終了後、遅延なく議事録を作成し、公表する旨の規定を設けています。

次に第8条、庶務でございます。庶務につきましては、総務課となっておりますが、会議に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合はこの限りでないということで本町の場合は「東栄町事務分掌規則」を改正しまして教育委員会職員に補助執行させることになっておりますのでよろしく申し上げます。

最後に第9条、雑則でございます。本要綱に定めのない、不測の事態に対応できるように、この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が別に定めるとの規定を設けております。

要綱の説明につきましては以上でございます。宜しく申し上げます。

町長

改正法の規定に基づいて、要項の制定及び規則の改正を行ったものです。ご意見があればよろしく申し上げます。

ご意見がないようですのでご了承ということでよろしく申し上げます。

では、協議事項の1、東栄町教育大綱についてですが、東栄町の「教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱」は、改正法の第一条の第三第1項で、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されたことに伴い、定めようとするものです。

国が言うところの大綱の具体的な内容等を要約すると、国の教育振興計画を参酌すること、大綱の対象期間は4～5年程度を想定されていること。大綱の主たる記載事項についての一般論としての想定は、首長の権限に係る予算や条例等に関する事項の記述をすることなども想定されたものとなっております。

また、市町村の教育委員会の定める教育振興基本計画を定めている場合は、総合教育会議で協議・調整し、それをもって大綱に代えることができるものとされていまして、総合計画についても同様の見解

が示されています。

お手元に用いたしました資料は現在の総合計画の教育分野の抜粋です。本年までの10年間、この総合計画によりまして諸施策が行われてきたところでありまして、教育分野におきましても、お手元の資料のような重点項目を定めまして諸事業を行ってきたところでもあります。

東栄町におきましては、本年度、新しい東栄町総合計画の策定作業を行っています。教育の分野に関しましても、各方面からのご意見をいただき、また、町民会議等におきましてもきめ細かな意見の集約を行っているところでありまして、今後基本計画が練られて、成文化されていく手筈となっております。また総合計画は5年ごとの見直しを行うよう定められています。

新たな時代に向けての指標とも言うべき総合計画であります。その見直しが5年ごとと、国が想定する大綱の対象期間とも合致していることから、東栄町の教育大綱につきましては、今年度中に策定される新たな総合計画の教育部門の内容を基本とすることとして、この策定作業の進捗を見守りながら、この教育総合会議で協議・調整を図り、今年度中に策定をしたいと考えています。

以上提案をさせていただきますので、ご意見を賜りたいと存じます。

養育長

総合計画に沿った教育大綱を策定していきたい。

渡邊委員

町長と保護者との意見交換会などあるのか。

事務局

今まではありません。

渡邊委員

PTA、学校長を交えて意見交換会を企画していただきたい。

町長

機会があればぜひ企画計画していきたいと思います。

一野瀬委員

この教育大綱に関しては異議ありません。

清王委員

教育大綱策定初年度でありますので基本となるものだと思います。会を重ねることにより内容が密になると思う。いろんな方の意見収集し、会を重ねていけたらいいと思います。

町長

教育部局・町長部局で調整し進めていきたいと思います。

堂地委員

国として必ず項目とし盛り込んでおかないといけない項目はあるのか。

事務局

国の方では何項目かを盛り込んでいけばいいということです。

堂地委員

先ほどの意見交換の話ですが、教育委員と教職員の懇親会はあります。

教育長

保護者とのつながりは大変重要であるため、調整し保護者との意見交換会を計画していきたいと思えます。

町長

今年度のこの総合教育会議の持ち方ですが、特別な事情がない限り、本日を含め年3回の開催を考え

ています。大綱の策定のための協議が中心となりますが、この後、第2回を11月ごろ、第3回を来年2月ごろと考えていますので、よろしくお願いいたします。

町長

その他、何かご意見がありましたらお願いします。

本日は初めての会議ですので、基本的な大綱の策定に関する確認と、会議の回数の確認をいたしました。次回の会議では総合計画の進捗に合わせた大綱の議論とともに、町長部局、教育委員会部局から協議事項を出し合い、議論をいただきたいと思います。なお、次回の会議からは事務の補助執行により教育課で所管して開催させていただきます。


町長

無いようでしたら、これをもちまして第1回東栄町総合教育会議を終了します。ありがとうございました。

会議の顛末概要に相違ないことを証明する。

平成27年 9月 / 日

教育長

平松伸一 

(備考)

平成 27 年度第 1 回東栄町総合教育会議

平成 27 年 8 月 27 日 (木)

午後 3 時 00 分～

役場 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 東栄町総合教育会議の設置及び運営について

4 協議事項

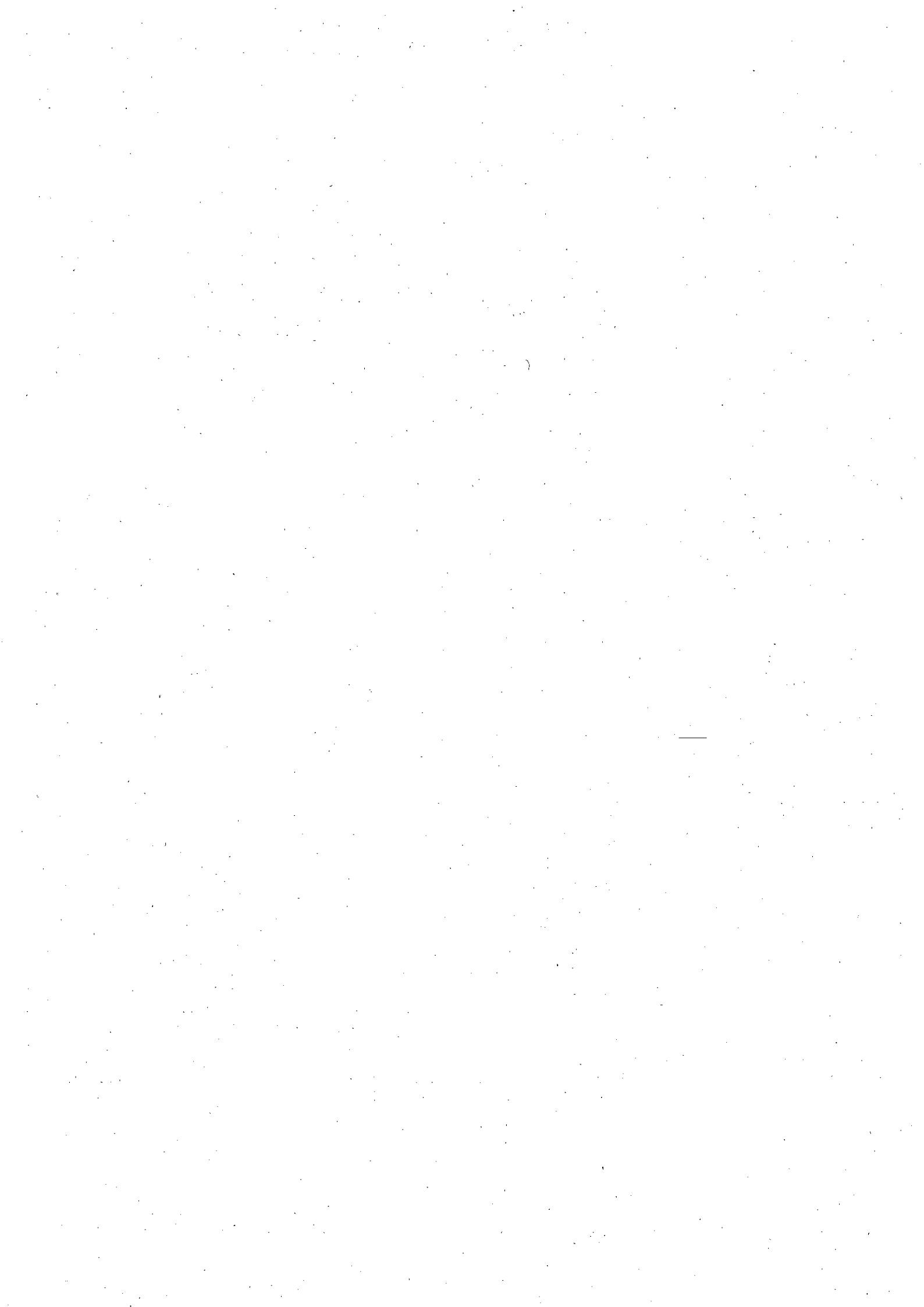
(1) 東栄町教育大綱について

(2) その他

5 閉会

東栄町総合教育会議構成員名簿

職 名	氏 名
町 長	村 上 孝 治
教 育 長	平 松 伸 一
教 育 委 員	一 野 瀬 忠 義
教 育 委 員	清 王 し ず 江
教 育 委 員	堂 地 勝 馬
教 育 委 員	渡 邊 忠 司



＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）平成27年4月1日施行＞

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれに変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項について協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある
と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定める。

東栄町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、東栄町の教育に資するため、東栄町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。
- 4 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると会議が認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると会議が認めるときその他公益上必要があると会議が認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、非公開となった会議の議事録を除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課で処理する。ただし、会議に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(雑則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

2. 施策の基本方向

(1) 住民と行政の協働による自立した地域づくり

ますます厳しさが増す財政状況の中で、自立した行財政運営を可能にするためには、まずは、職員一人ひとりがこれまでの業務に対する改善意識を持ち、住民とともにまちづくりに取り組む姿勢を持つことが重要です。この意識改革に基づき、適切な住民意向の把握に基づく戦略的な施策・事業の遂行や、スリムで効率的な行政体制づくり、積極的な行政情報の公開などが必要です。

住民、事業者、行政の連携を強化し、ともに考え、ともに実践する活力とふれあいのある地域社会を実現するため、とうえい町民会議を発展させた地域づくりへの住民参画の体制と制度の整備を進めます。

また、それぞれの特性を活かした活力のある地域をつくるため、地域住民の自主的な地域づくり活動を促進するとともに、住民と行政が協働で展開しながら、住民自治の機能強化を図ります。

(2) 心豊かで地域を担う人づくり

地域に伝わる歴史や伝統文化などを保全・活用し、東栄町の地域性を活かした交流や地域連携を強めながら、新たな文化の創造に努めます。

地域で明るくのびのびとした子どもが育つよう、子どもや子どもを育てる親を取り巻く様々な環境を整えるとともに、充実した教育環境の中で子どもの生きる力を育む学校教育を進めます。また、教育環境を地域コミュニティづくりの場としても活用し、地域と一体となった学校づくりを進めます。

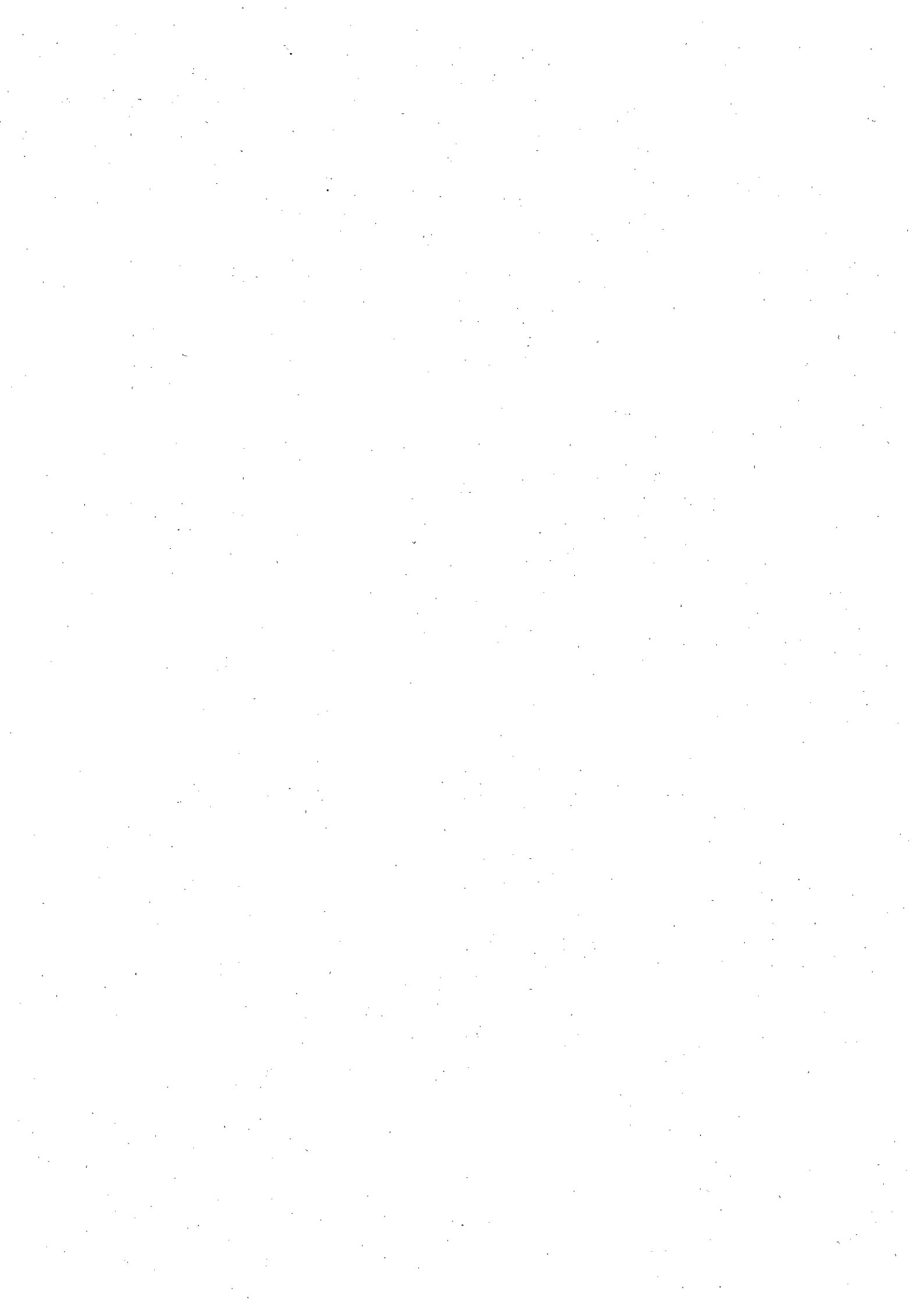
誰もがゆとりと充実した人生を楽しむため、生涯を通じて学ぶことができる場・機会、情報の提供を進めながら、多くの人々がいきいきとスポーツやレクリエーションなどを楽しめる環境を整えます。また、地域で取り組まれている文化芸術活動、スポーツ活動、ボランティア活動などを支援し、住民相互、住民と行政の理解を深め、ふれあいのある地域づくりを進めます。

(3) いきいきと健やかに暮らす人づくり

子どもから高齢者まで住民一人ひとりがいきいきと元気に暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実を図ります。

特に、多様化・増大する福祉ニーズに対しては、受益と負担の原則に基づき、適切な福祉サービスの提供を進めるとともに、地域の支え合い・助け合いによって福祉サービスの隙間を補う地域福祉の醸成を図ります。

保健、医療面については、住民生活の基本となる健康を守り、健康増進、介護予防のための体制を充実するとともに、広域的な視野から医療の高度化と緊急医療体制の充実を図ります。



2-1 文化の保全・継承

1

現況・課題

本町には、国指定の重要無形民俗文化財「花祭」が11か所、県指定の無形民俗文化財「設楽のシカウチ行事」が4か所にあり、これら先人が継承してきた文化遺産を後世に保存・伝承していくことが本町の重要な責務です。

しかし、進行する過疎化や少子化により、これら民俗芸能の保存・伝承は厳しい状況であり、後継者や指導者の育成・確保が大きな課題となっています。

また、民俗芸能の保存・伝承は、記録保存などの消極的な取り組みだけでなく、継承する人材の確保につながるような対外的なPR活動や人材確保策、柔軟な保存・継承体制づくりなど、伝承活動を後押しする施策が必要です。

本町の有形文化財については、特に民具や古文書などは、価値を見だしえぬまま亡失や散逸をしていることが懸念されます。そのため、保有する住民に対し文化財保護の関心が高まるような広報活動を図るとともに、散逸防止を図る手段（対象物の把握から民芸館への収蔵）の確立が必要です。また、そのため、職員の資質を向上させることと、適正な人員配置が必要です。

平成8年以降、進めてきた町誌編さん事業は最終段階にあります。これまで収集した資料は、刊行物と並び編さん事業の重要な成果であるため、編さん終了後の活用方法を十分検討して収蔵する必要があります。

2

基本方針

- ・無形民俗文化財の保存・継承を進めるため、保存会の指導者・後継者の育成・確保を積極的に支援します。
- ・文化財に対する正しい理解と愛護意識を啓発するとともに、対外的なPR、適正な活用を図ります。

3

施策の体系

1. 無形民俗文化財の保存・継承	(1) 保存・継承に関わる人材の育成・確保
	(2) 町外ボランティアの養成・確保
	(3) PRの強化
2. その他文化財の保存・継承	(1) 文化財に対する愛護意識の高揚
	(2) 文化財の保存・継承
3. 町史の編さん	(1) 町誌編さん資料の適正な管理

1. 無形民俗文化財の保存・継承

(1) 保存・継承に関わる人材の育成・確保

- ・芸能保持団体の実状を的確に把握し、それに応じた人材確保策を芸能保持団体と協議・検討を行い、必要な策を講じます。
- ・町内出身で町外在住者の参加を積極的に促したり、学校教育や生涯学習への活用を図り、担い手の育成・確保に努めます。

(2) 町外ボランティアの育成・確保

- ・体験教室などの学習機会を提供したり、検定試験事業の導入を検討するなど、保存・継承に協力する町外ボランティアの育成・確保を図ります。
- ・保存施設の展示物を常時説明できる人材の確保を図ります。

(3) PRの強化

- ・無形文化財の対外的なPRを強化するため、様々な情報媒体を活用し、情報発信を図ります。また、観光・交流事業と連携し、多くの人へ周知を図り、無形文化財に対する理解を促します。

2. その他文化財の保存・継承

(1) 文化財に対する愛護意識の高揚

- ・住民に地域の歴史や文化に対する認識を促し、愛護意識を高めるため、町内に存在する文化財のPRを図るとともに、学習講座の開催など、貴重な歴史遺産の周知を図ります。

(2) 文化財の保存・継承

- ・文化財の亡失や散逸を防ぐため、その現状把握などの調査研究に努めるとともに、所有者に対し、文化財の指定申請や民芸館への収蔵など、文化財の状況に応じた適正な管理を促します。

3. 町誌の編さん

(1) 町誌編さん資料の適正な管理

- ・収集した資料の保存・活用方法を検討し、適正な管理を図ります。また、効率的な検索・加除ができるよう、コンピュータを活用した収蔵方法を確立します。

2-2 学校教育

1

現況・課題

少子化、過疎化の影響で、小学校の児童数は年々減少傾向にあります。そのため、活力があり、きめ細かな指導や授業ができる適正な学級規模を目指して、小学校を1校とする「小学校統合計画」に基づき、平成21年度までに統合が完了し、平成22年度からは1校に集中して学校教育に力を注いでいます。

今後、統合に伴う通学の問題のみならず教育内容全般について、地域住民との情報交換を積極的に行い、学校統合における諸問題に対応することが課題です。

また、子どもの成長過程において、教育が連続・一貫していることは大切であり、小学校統合にともない町内に小学校、中学校が各1校となることから、保育園とも連携を深め保小中一貫教育の研究を重ねることが重要です。そして、これらの教育のあり方にも対応できる時代に適した教育施設を目指し、新たに小学校の建設整備を進めてまいります。

近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪が多発しており、子どもが多く時間を過ごす学校や地域において、学校と地域とが一体となって子どもの安全性を確保することが求められています。特に、路線バスやスクールバスでの通学が基本となる遠距離通学児童については、自宅とバス停までは少人数での登下校になることから防犯対策、交通安全対策に配慮する必要があります。

国際化、情報化が進展し、学校週5日制や新学習指導要領が実施されるなど、児童生徒と学校を取り巻く環境は変化し続けています。そこで、新しい時代の要請に即応し、また、国が進める教育改革の動向に的確に対応しながら、児童生徒への教育内容の充実を図っていくことが必要です。

また、道徳意識や集団意識の乏しい児童生徒の増加とともに、学力の低下についても懸念されています。次代を担う子どもたちに豊かな心を育む教育が、ますます重要になっています。

本町では、広い視野と豊かな感性を育てるため、中学3年生全員を対象にカナダへ派遣しています。カナダのメドウリッジ校とは平成9年度以来東栄中学校との交流が続いており、お互いに生徒宅へホームステイするなどの親善が図られています。

この事業は、外国に対する知識を習得するのみではなく、現地での行動を通じて国際感覚が身に付き、自立心や語学力向上意欲を高めるなどの成果があるため、今後も、有意義な研修を進めることが必要です。

【図表-36 小中学校 児童・生徒数推移表】

資料：教育課

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東栄小学校	119	124	119	115	111	105	109
東栄中学校	73	75	64	72	66	60	50
合 計	192	199	183	187	177	165	159

2

基本方針

・地域住民や関係機関との情報交流を密にしながら、小学校の建設や中学校の施設整備を進め、子どもにとって最適な教育環境を形成します。

・児童生徒に豊かな心と、自ら学び自ら考える力を育成するとともに、基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めます。

3

施策の体系

1. 教育環境の充実	(1) <u>新学習指導要領への対応</u>
	(2) <u>保小中一貫教育の研究</u>
	(3) <u>児童生徒の安全対策</u>
2. 教育内容の充実	(1) <u>基礎学力の着実な定着</u>
	(2) <u>自己教育力の育成</u>
	(3) <u>道徳教育の充実</u>
	(4) <u>地域資源を生かした教育内容の充実</u>
	(5) <u>国際理解教育の充実</u>
3. 施設・設備の整備充実	(1) <u>施設・設備の整備充実</u>

4

施策の内容

1. 教育環境の充実

(1) 新学習指導要領への対応

・新学習指導要領の理念でもある「生きる力」を身に付けるために、ボランティアや職場体験等の社会参加体験やモノづくり体験を通したキャリア教育を推進するために地域にも働きかけていきます。

(2) 保小中一貫教育の研究

・子どもの成長過程において、教育が一貫していることが大切であり、関係機関との検討を重ねながら、保育園を含め小・中学校が連携して一貫教育の研究を推進します。

(3) 児童生徒の安全対策

・学校への不審者侵入などの犯罪防止や登下校時の子どもの安全を守るために、学校・保護者・地域が一体となった学校安全体制の確立を図ります。

2. 教育内容の充実

(1) 基礎学力の着実な定着

・子どもに基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるため、教育課程や指導方法の工夫改善などにより、個々に応じたきめ細かな学習指導を進めます。

(2) 自己教育力の育成

- ・各教科等の学習において、体験的な学習や問題解決的な学習を重視して、子どもの興味や関心を促し、自ら考え、学びとることのできる教育を進めます。

(3) 道徳教育の充実

- ・豊かな人間性や社会性を育むため、総合的な学習の時間などを活用して、環境・福祉・人権などの多様なテーマに取り組むために、行政が一体となって、学べる環境を整えます。

(4) 地域資源を生かした教育内容の充実

- ・ふるさと東栄を愛する子どもを育成するため、地域と協働体制のもとに、地域の自然や歴史・文化を生かした教育課程を編成し、地域について学ぶ機会を充実します。

(5) 国際理解教育の充実

- ・小学校の段階でも英語教育の充実を図ります。
- ・子どもの語学力向上意欲を高め、国際感覚を身につけるため、中学生海外派遣事業の推進を図ります。

3. 施設・設備の整備充実

(1) 施設・設備の整備充実

- ・統合により町内で1校となった小学校の建設を推進するために、保護者や学校の先生のほか、町民からも意見を聴取し、最適な教育環境を目指します。
- ・老朽化への対応や、安全で安心できる教育内容に応じた環境づくりのために、学校の施設・設備の適切な維持管理に努めます。

2-3 家庭・地域における教育

1 現況・課題

学校週5日制の導入により子どもの余暇時間が増大しています。一方、過疎化、少子化がますます進行し、孤立する子どもが特に町周辺部を中心にみられるようになってきています。

この傾向は、世代間や異年齢の子ども間の交流を少なくし、子どもの規範意識や社会性の低下をもたらすとともに、精神的な弱さや自己中心的な性格を生み出すと懸念されています。

そのため、子どもたちが成長する過程で、多様な体験を通して人間関係や社会規範を学び、社会の変化に主体的に対応できる資質を身に付けられるように、地域全体で支援していく必要があります。

また、家庭における親と子のふれあいを通じて、人との関わり方や生活習慣の基本を身に付けられるように、保護者のしつけや、教育に対する支援や相談体制の充実を図る必要があります。

地域では、子ども会の活動が実施されていますが、少子化の影響で会の活動が低迷してきています。そのため、集団で活動できるよう新たな枠組みによる子どもの地域活動を支援する必要があります。また、特に、中高生の地域での居場所がないことが指摘されており、今後は、中高生が地域とかがわりを持っていくことが求められています。

2 基本方針

- ・子どもたちと地域との関わりを強め、地域で子どもたちの健全育成を推進できる体制づくりを進めます。
- ・親子のふれあいや対話の機会を設けるなど、家庭教育の充実を図ります。

3 施策の体系

1. 青少年育成	(1) 体験活動の充実
2. 家庭教育	(1) 家庭教育の支援
	(2) 学校・地域との連携
3. 地域教育	(1) 地域が一体となった育成環境づくり

1. 青少年育成

(1) 体験活動の充実

- ・ボランティアや文化・スポーツ活動などを幅広く体験する機会の充実に努めます。
- ・清掃美化活動や防犯防災活動など地域活動への青少年の参画を図るなど、地域社会における役割づくりを進めます。

2. 家庭教育

(1) 家庭教育の支援

- ・家庭における教育力の向上を目指し、保育所や小中学校における家庭教育学級の開催や教育情報の提供などに努めます。

(2) 学校・地域との連携

- ・保護者の悩みに応える相談体制の充実に努めるとともに、問題があった場合に家庭だけでそれを抱え込まず、学校や地域等と連携して対応する体制の構築に努めます。

3. 地域教育

(1) 地域が一体となった育成環境づくり

- ・地域の子どもを地域で見守り育てる取り組みを推進するために、地域が一体となった育成活動の充実を図ります。
- ・地域の中で大人と子どもが気軽にあいさつや言葉を交わす雰囲気づくりに努めるとともに、子どもが様々な悩みを気軽に相談することのできる体制づくりを進めます。

2-4 生涯学習・生涯スポーツ

1

現況・課題

(生涯学習)

高齢者の増加や余暇時間の増大、住民の知的好奇心の高まりなどにより、生涯を通じて学び成長する機会に対するニーズは、ますます多様化してきています。今後は、増加する高齢者に配慮するなど、変化する学習ニーズを的確に把握し、講師の確保など講座内容の拡充に努めるとともに、広く情報の提供を図り、多くの住民の参加を促すことが必要です。また、限られた財源の中ですべてのニーズに対応した講座開催は難しいため、住民の主体的な講座運営の促進や他地域・他団体と連携した講座の開催など、講座の充実を図っています。

学習機会の提供だけにとどまらず、住民の学習の成果は地域社会に還元され、活発なまちづくりへとつながることが期待されます。そこで、培った学習の成果を発揮することのできる環境づくりを進める必要があります。

(生涯スポーツ)

スポーツによって体力の増進が図られ、健康が保持・増進されるとともに、爽快感や達成感などの精神的な満足感が得られます。また、スポーツを通じて人との交流が深まり、連帯感や社会性の育成が期待できます。そのため、子どもから高齢者まで、地域で生涯を通してスポーツに参加できる環境づくりとともに、指導者の確保が求められています。

本町には、総合社会教育文化施設の中に各種のスポーツ・レクリエーション施設があります。今後は、更なる適正管理に努めることが必要です。

(社会教育文化施設)

東栄町総合社会教育文化施設は宿泊施設・体育施設・文化施設からなる宿泊型研修施設ですが、ここ数年小学校建設候補地とされたことにより宿泊施設を休止している状況です。

懸案となっていた小学校建設用地問題も旧本郷校舎跡地利用という議決がなされた今、これまで休止してきた宿泊施設の再開又は廃止の検討が急務とされる課題です。

また、体育施設の利用は宿泊施設の休止に伴い減少傾向にあり、宿泊施設が再開されれば増加は見込めるものの、更なる利用増を図るべく施策の検討が必要課題となっています。

【図表-37 社会教育文化施設の利用状況】

施設名	分類	(単位:人)					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
東栄グリーンハウス	利用者数	16,949	11,220	13,145	12,180	1,609	1,502
	宿泊者数	9,002	8,454	8,492	8,269	0	0
森林体験交流センター	利用者数	6,486	5,889	6,222	6,102	6,191	4,664
	宿泊者数	3,186	2,919	3,034	2,964	3,003	2,382
花祭会館	利用者数	2,469	1,583	2,209	2,361	3,088	1,910
民芸館	利用者数	1,043	2,513	949	1,821	240	188
グラウンド	利用者数	6,183	10,123	7,640	4,066	10,274	9,765
弓道場	利用者数	1,423	1,250	1,222	770	502	364
テニスコート	利用者数	1,063	1,107	1,550	1,652	1,313	1,409
野球場	利用者数	3,025	4,707	3,247	3,251	2,678	2,449
東栄ドーム	利用者数	13,066	11,902	8,202	6,187	18,199	19,670
B&G体育館	利用者数	4,495	4,535	5,104	6,437	6,559	6,241
B&Gプール	利用者数	2,334	2,904	3,473	2,720	2,392	2,229
B&G研修室	利用者数	478	327	946	392	832	1,945
花祭会館	入館者数	1,952	1,832	2,047	1,693	1,052	1,126
博物館・民芸館	入館者数	1,082	947	867	912	106	125

2

基本方針

- ・多くの住民が生涯を通して自主的に学習できる機会を充実します。また、学習の成果が地域に還元させる仕組みづくりを進めます。
- ・「一町民、一スポーツ」を目指し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるスポーツ環境を整えます。
- ・社会教育文化施設が町民に有効的に利活用されるよう、適切な管理運営を図ります。

3

施策の体系

1. 生涯学習の充実	(1) 住民意識の高揚
	(2) 各種講座の充実
	(3) 自主的な講座開催の推進
	(4) 指導者・ボランティアの育成と活用
	(5) 学習成果の活用
資料：教育課	
2. 生涯スポーツの充実	(1) スポーツ環境の充実
	(2) 指導者の育成
3. 施設の充実と適正な管理	(1) 生涯学習施設の充実
	(2) スポーツ施設・設備の充実
	(3) 施設の効率的利用の促進
	(4) 東栄町総合社会教育文化施設の充実と適正な管理

1. 生涯学習の充実

(1) 住民意識の高揚

- ・生涯を通して学び成長することの楽しさをより多くの住民に知ってもらうための意識啓発や、生涯学習に関する広域的な情報の提供に努めます。

(2) 各種講座の充実

- ・多様な学習ニーズに対応するため、民間の人材やノウハウの活用、地元の学校や地域の大学等との連携により、各種講座の充実を図ります。
- ・町が抱えるまちづくり課題に関する学習機会の充実に努め、住民のまちづくりに対する関心を高めます。

(3) 自主的な講座開催の推進

- ・住民主導の講座運営を促し、主体的な生涯学習活動を支援するとともに、学習に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 指導者・ボランティアの育成

- ・生涯学習活動の普及と活性化に貢献する指導者やボランティアなどの人材の確保・育成に努めます。

(5) 学習成果の活用

- ・住民が学習の成果を発表する場や講師として活躍することのできる場の創出に努め、学習意欲の向上と相互に学びあう環境づくりを目指します。

2. 生涯スポーツの充実

(1) スポーツ環境の充実

- ・子どもから高齢者まで誰もが楽しむことができるよう、地域一体となって取り組むことができるスポーツ環境の充実を図ります。

(2) 指導者の育成

- ・スポーツの普及・振興や競技力の向上を図るために、学校や地域の要望に応じて指導者の派遣などを行うほか、総合型スポーツクラブの育成を進めます。
- ・体育指導委員を中心に、地域に密着した指導者育成及び人材確保に努めます。

3. 施設の充実と適正な管理

(1) 生涯学習施設の充実

- ・住民の学習・創作活動の場として、グリーンハウスや森林体験交流センターなどの既存施設の整備・充実を図るとともに、利便性の向上に努めます。
- ・地域に根ざした生涯学習活動を展開するために、廃校となる小学校の活用を図るなど、既存施設の利用を進めます。
- ・既設図書館の内容の充実、図書館サービスの向上に努めます。

(2) スポーツ施設・設備の充実

- ・既存の体育施設については、適切な維持・管理を行い、計画的な改修を進め、多様化する市民ニーズへの対応に努めます。

(3) 施設の効率的な利用促進

- ・オンラインによる施設予約システムを活用する方法など、利用者の増加を図れるように研究します。

(4) 東栄町総合社会教育文化施設

- ・東栄町総合社会教育文化施設は、早急に今後の運営方針を決定し、より魅力ある施設になるような管理・運営計画を策定し進めていきます。

